

声なき声を聴く

2016年度
(平成28年度)



●●● はじめに ●●●●●

平成5年に女性課(現:男女共同参画課)がスタートした時点から設置されている相談室では、一貫して『ジェンダーの視点、生活者の視点』を持って相談にのることを念頭に置き、その業務にあたっています。

男女共同参画センターで相談業務を行うメリットとして、

- ① ひとりの女性の問題を福祉の分野を含めトータルに把握し、途切れのない対応・支援をしていける。(ワンストップサービスによる、本人負担の軽減)
- ② フェミニスト・カウンセリングの知識や技術を生かした相談を行うことができる。
- ③ 男性の出入りが、市役所と比較して格段に少ないため、女性にとっては安心、安全な相談場所となっている。

等々をあげることができると思います。

相談室開設当初は、1人の婦人相談員でスタートしましたが、業務が多忙を極めたため、平成14年に1人増員し、平成23年2月からは3人の婦人相談員がその業務にあたる体制となりました。

この24年間、相談室で発せられる女性たちの抱える問題は、個人の問題であると同時に、ここ四日市に生活する多くの女性たちに共通する社会の課題として受け止めてきました。四日市市として、男女共同参画社会の推進のために、これまで様々な取り組みを進めてきた過程で、「女性のための相談室」の認知度も徐々に高められてきたのではないかと思います。

相談者が自分の問題、課題に立ち向かう力をつけ(エンパワメントする)、自分らしい生き方をするために、相談室として何ができるのか、どのような支援が必要なのかを考え、実行すると同時に、行政としての課題を明らかにし、問題解決に必要な施策につなげていく取り組みも続けています。

< 目次 >

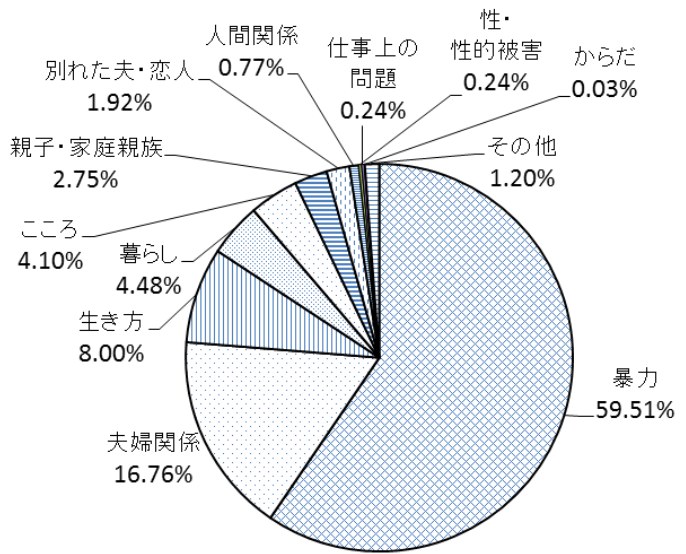
I. 主訴別相談状況 1~5
II. 年齢別相談状況 6~7
III. 女性のための相談としての取り組み 8~12
IV. より充実した相談をめざして 13~14



I. 主訴別相談状況

主訴別 (単位:人)

主訴	電話	来所	巡回	合計	%
暴力	1,763	177	293	2,233	59.51%
夫婦関係	453	171	5	629	16.76%
生き方	191	96	13	300	8.00%
暮らし	149	8	11	168	4.48%
こころ	133	16	5	154	4.10%
親子・家庭親族	87	13	3	103	2.75%
別れた夫・恋人	54	18	0	72	1.92%
人間関係	28	1	0	29	0.77%
仕事上の問題	9	0	0	9	0.24%
性・性的被害	7	2	0	9	0.24%
からだ	1	0	0	1	0.03%
その他	42	0	3	45	1.20%
合計	2,917	502	333	3,752	100.00%



※巡回: 婦人相談員が、関係機関等へ出向き、ケース対応をすること。
 ※電話の件数には、関係機関等への報告・連絡・調整対応等が含まれます。

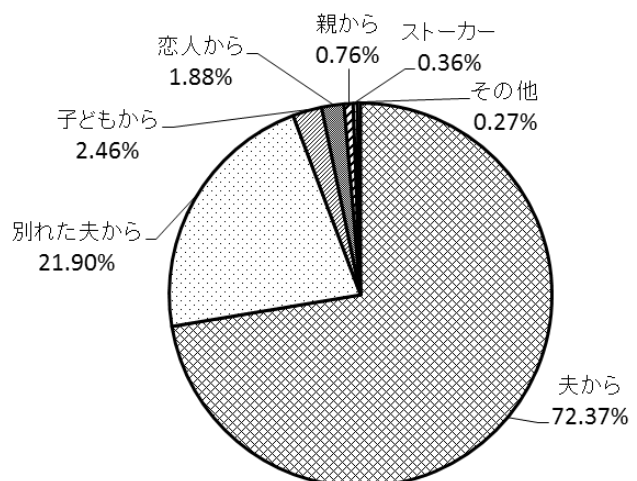
● 暴力の相談(相談全体の59.51%)

内閣府が、平成11年度から開始し、以降3年毎に調査を実施している「男女間における暴力に関する調査」※(1)の最新調査(平成26年度調査)では、暴力被害を受けた女性が42.8%(配偶者からの被害経験23.7%、交際相手からの被害経験19.1%)となっており、被害が深刻な実態にあることが確認されています。

暴力(DV)には、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、さまざまな暴力の形(精神的暴力・社会的暴力・経済的暴力・性的暴力)があることの周知により、「自分がされていることは暴力になるのだろうか」という相談が多く寄せられるようになりました。その反面、日常的な暴力により、「これくらいは暴力にはならない」「自分に原因があるから暴力を振るわれる」と思っている相談者もみられます。

暴力の内訳 (単位:人)

暴力の相手方	電話	来所	巡回	合計	%
夫から	1,281	125	210	1,616	72.37%
別れた夫から	383	40	66	489	21.90%
子どもから	43	4	8	55	2.46%
恋人から	29	6	7	42	1.88%
親から	14	2	1	17	0.76%
ストーカー	8	0	0	8	0.36%
その他	5	0	1	6	0.27%
合計	1,763	177	293	2,233	100.00%



今年度も、当センターへの暴力相談の内、夫からの暴力が70%を超え、状況は深刻です。相談室として、相談者に暴力について正しい理解をしてもらいながら、関係機関(警察、家庭児童相談室、保健所、保護課などの社会福祉事務所など)とも連携し、安全で安心な生活を送るために、安全の確保や継続した精神的支援とともに、具体的な生活支援も行っていくことが必要となります。

相談者が親子関係を主訴に相談をしてきても、親や子からの暴力がある場合があります。子どもの時に受けた暴力、親のDVを見て育ったことが、現在の暴力に苦しむ根底に潜んでいることもあります。「児童虐待の防止等に関する法律」では、配偶者に対する暴力の場に子どもが居合わせることも、子どもへの虐待であると定義されています。※(2) 被害者への支援は、暴力の連鎖を断ち切り、次の世代の暴力を生まないためにも重要です。

暴力(DV)が原因で別居や離婚を進めている、あるいは進めている中での親権や養育費、財産分与の問題は、相談者の主訴により、暴力の相談件数に入っていない場合もあり、実際に暴力を受けている相談者の数は多くなると考えられます。

平成28年度に一時保護を行ったのは13件で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以後、「DV防止法」という)」に規定された保護命令※(3)の申立を行ったのは、1件でした。

ストーカー行為の被害への対応は、何よりも相談者の安全を第一に考え、警察との連携が重要になります。

※(1) 「男女間における暴力に関する調査(平成26年度調査)」・・・平成26年12月に、全国の20歳以上の男女5,000人を対象に無作為抽出によるアンケート調査。3,544人(女性1,811人、男性1,733人)から回答

※(2) 第2条に規定

※(3) 保護命令・・・被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者からの申立により、身体に対する暴力を振るったり、生命等に対する脅迫をした配偶者に対し、一定期間、被害者又は被害者の子へのつきまとい等の禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命じるもの。その命令違反には刑罰が科せられる。

● 夫婦関係の相談(相談全体の16.76%)

夫婦関係の相談は、8割が「離婚・別居」で、「性格、生活上の不和・不満」「夫の賭け事、怠惰、借金や浮気」「夫の家出や蒸発」「夫の酒乱や薬物中毒」「性的問題」にかかわる問題がありました。

相談者の辛い思いを受け止めるだけでなく、相談者の生活を支援していくため、関係機関と連携してさまざまなサポートをしています。また、相談者が主体的に離婚を考えるため、必要に応じて法律相談につなげています。

夫婦関係の悩みの背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「女性の経済的自立の問題(性別による賃金格差、M字カーブ※(1)等)」「性別役割分担意識による夫の家事育児への無理解」や、「安易な人間関係(ネットによる出会い、予期せぬ妊娠)による結婚」もあると思われます。

※(1) M字カーブ・・・日本人女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表した場合の曲線の形がM字になることから付けられた。女性が働き続けるための条件が整っていないため、結婚・出産等で仕事を辞め、家事育児に専念し、育児が終了した後に再度就労

する働き方を表す。再就職の雇用形態は非正規が多く、労働条件が悪くなる(社会保障がない、低賃金、不安定な雇用等)ことが多い。

● 生き方の相談(相談全体の8.00%)

相談者が前を向いて自分らしく生きていくために、男女共同参画センターとして大切な相談です。「夫に食べさせてもらっている」「病気の時でも、主婦の自分が家事を全てしなくてはいけない」「当たり前なこと(周囲の人に言われたり、本人自身が思っていること)(部屋を片付ける等)ができない自分が悪い」と、相談者がジェンダー※(1)に縛られ、自分自身を生きにくくしているという場合もあります。また、こころの相談でも触れていますが、生きにくさから、生き方やからだの問題につながる場合もあります。

フェミニスト・カウンセリング※(2)の知識や技術を生かした相談をしながら、具体的な生活の支援から精神的な支援、医療関係等の専門機関へのつなぎなど、相談内容に応じた適切な情報の提供とともに、関係機関と連携していくこととなります。

※(1) ジェンダー・・・女性・男性に関する性の区別の中で、「女らしさ、男らしさ」といった、社会的・文化的に決められてきた区別とそこから来る格差のこと。

※(2) フェミニスト・カウンセリング・・・「女性の生き難さは個人の問題ではなく、社会の問題である」という視点を持った女性のためのカウンセリング。

● 暮らしの相談(相談全体の4.48%)

生活困窮、特にひとり親(シングルマザー)家庭がもつ問題が根底にあるのではないかと考えられます。就労や離婚をめぐる支援、あわせて親がひとりであることから来る悩み等への配慮として心理面での支援もしながら、具体的な暮らしの見通しを立てていく相談が必要と考えます。また、かつての家制度の縛り、世帯単位による制度のもとで、女性が住居を確保するのが難しいことからの相談も増えています。夫婦関係でも触れていますが、女性の経済的自立ができていないことも、要因の一つだと考えます。

● こころの相談(相談全体の4.10%)

精神疾患から様々な困難を抱えている女性からの相談を受けることが、年々増えてきています。医療機関での診断や治療方針をふまえて、相談にあたっています。

虐待やDVの被害による精神的影響として心的外傷後ストレス障害(PTSD)を示す場合もあり、関係機関(精神科医への受診や治療、臨床心理士によるセラピー)につなげ、相談者の心身の安定が図れるような支援が必要と考えます。

ジェンダーに縛られ、自分自身を生きにくくしていることから、生き方の問題につながる場合もあります。

● 親子・家庭親族の相談(相談全体の2.75%)

親子・家庭親族についての相談は、「子」「親」「義理の親・子」「兄弟姉妹」「親族」と、相談の対象はさまざまです。また、「子(継子含む)」への「虐待・育児不安」、親の「介護・扶養」、親族間の「相続・遺言・財産問題」など、多岐にわたります。

相談の4割を占める「子」との関係では、相談者が親とどのような関係の中で育ってきたのかという、成育歴も背景にあります。また、家制度のしがらみによる、子や嫁としての役割の押しつけからの辛さも見られます。継続的に話を聴き、問題を整理していくことが必要となります。

また、介護、生活困窮など生活環境にかかわる問題や相続など財産にかかわる問題は、専門的な機関や法律相談につなげ、適切な情報の提供を行っています。

● 別れた夫・恋人の相談(相談全体の1. 92%)

別れた夫についての相談は、養育費の支払いや面会交流などの問題と、本人への嫌がらせなどがあります。夫婦間の問題でも述べましたが、関係機関と連携して、相談者を支援していくためのさまざまなサポートを行っています。暴力(DV)により離婚した場合、主訴を暴力とするため、別れた夫との問題としても、相談件数には入っていません。

● 人間関係の相談(相談全体の0. 77%)

人間関係では、職場や地域での関係による相談が多く寄せられます。生き方やこころの相談でも触れましたが、ジェンダーに縛られ、性別役割分担意識から、自分自身を生きにくくして、からだやこころの問題につながる場合もあります。

● 仕事上の問題の相談(相談全体の0. 24%)

本人の仕事上の問題として、パワーハラスメント※(1)については、相談内容によって、三重労働局雇用機会均等室などの関係機関につなげるなどの対応をしています。

相談者の主訴によって、職場での人間関係に入れているケースも多くあります。

※(1) パワーハラスメント・・・同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

● 性・性的被害の相談(相談全体の0. 24%)

婦人保護事業は、「売春防止法」に基づいて行われています。買売春の実態は、さまざまに形を変え(援助交際、出会い系サイト、風俗業の複雑化など)、ますます見えにくくなってきていますが、買売春は存在しています。また近年、若年層を対象とした性的な暴力として、AV(アダルトビデオ)出演強要やJK(女子高生)ビジネス※(2)による被害も社会問題になっています。レイプや痴漢も含め、性犯罪・性暴力被害者専用相談として、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(三重県は、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」)※(3)が窓口として関わることが多いと思われれます。しかし、どれほどの被害者が、声を出して被害を届けられているかは疑問です。相談室が当事者の相談できる場として、周知をしていく必要があると思います。

セクシャルハラスメントについては、パワーハラスメントと同様、三重労働局雇用機会均等室などの関係機関につなげています。

本人がDVを訴える場合、夫から子どもへの性的虐待もみられることがあります。性

的虐待は、スムーズな専門的かかわりが必要となるため、即時、通告義務が生じ、家庭児童相談室や児童相談所との連携が必須となります。また、相談者は現在の状況を主訴にしてきますが、生育途中で受けた性的被害が起因していることがあります。おとなになってからも、対応できる機関が必要と考えます。

- ※(2) AV(アダルトビデオ)出演強要、JK(女子高生)ビジネス・・・モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトの応募をきっかけに、AVへの出演を強要したり、女子高生にマッサージ、デート等の男性向けのサービスを行わせたりする営業形態。
- ※(3) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター・・・性犯罪・性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等)を可能な限り一カ所で行う機関。

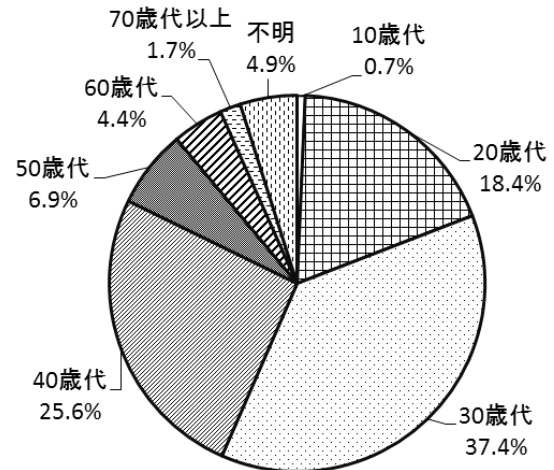
● からだの相談(相談全体の0.03%)

女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患などがあることから、女性の生涯を通じた健康を支援するために必要な相談です。今年度は、医療不信についての相談がありました。

Ⅱ. 年齢別相談状況

(単位:人)

年齢	電話	来所	巡回	合計	%
10歳代	22	2	2	26	0.7%
20歳代	562	60	70	692	18.4%
30歳代	1,087	163	154	1,404	37.4%
40歳代	706	190	67	963	25.6%
50歳代	171	53	27	251	6.9%
60歳代	137	19	9	165	4.4%
70歳代以上	49	14	4	67	1.7%
不明	183	1	0	184	4.9%
合計	2,917	502	333	3,752	100.0%



● 相談者の年齢層

10歳代では、親からの暴力と予期せぬ妊娠による相談がありました。親や交際相手も含め、対等な関係の中で、他者に依存するのではなく、自分の生き方は自分自身で考え、自ら決断することの大切さを学ぶ場の必要性を感じます。

20歳代では、恋人や夫からの暴力、離婚・別居の相談が多くみられました。子どもが幼少なうえ、本人の社会生活経験が少ないことや親との関係も大きく影響することから、問題を解決するには、多くの機関との連携が必要となります。

30歳代では、夫や別れた夫からの暴力、次いで離婚・別居の相談が多くみられました。この年代は女性の生き方の分岐点といえ、「結婚したけれど、こんなはずじゃなかった」「親との関係による問題が整理できない」「職場での人間関係がうまくいかない」など、さまざまな問題が寄せられます。これらの問題の背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「密着した親子(家族)関係の中で、親離れ、子離れができないこと」「いろいろな場で女性が“女性役割”に縛られる問題」などが背景になっていると思われまます。また、離婚後の面会交流や養育費の問題も、この年代では多くみられました。

40歳代では、夫や別れた夫からの暴力、生き方、離婚・別居の相談が多くみられます。この年代では、夫や親、子どもとの関係も大きく影響し、自身の生活の見直しができるようになることから、相談につながるのではないかと思います。

50歳代では、夫からの暴力、離婚・別居、こころ、生き方の相談が多くみられます。この年代では、特に夫との関係が大きく影響していると思われ、介護や相続などの問題にも関わってきます。また、子離れ・親離れができない親子の関係からの問題も多くみられます。自分自身のからだの変化からくる不安な思いも、相談の根底にあると思われまます。

60歳代では、子どもとの関係、離婚・別居、生きがいの相談が多くみられます。この年代では、50歳代にもみられる子離れ・親離れができない親子の関係からの問題があると思われまます。また、世帯を持った子どもの問題が、この世代の問題として表れていることもあります。

70歳代以上では、離婚・別居、生き方(孤独、生きがい)の相談が多くみられます。具体的に老後の人生を方向転換させていくことの不安(経済的、孤独感等)は大きく、支援にはきめ細かな配慮が必要になります。

60歳代以上の相談は、相談者自らのアイデンティティの高まりから、「夫(家族)に怯えることなく、自分らしい安心した生活を送りたい」という思いや「自分の悩み(家族、親族、嫁姑、近所、地域等の問題)」を、声に出すことができるようになったと思われます。

Ⅲ. 女性のための相談としての取り組み

相談室では、女性たちが自立し、生き生きと社会参画していけるよう、様々な取り組みをしています。また、女性が「自分らしく生きる」上で、必要な情報を提供したり、抱えている問題を解決するために一緒に考えたり、それに伴う具体的な支援を、関係機関と連携を図りながら進めています。

● DV防止への取り組み

(1) DV防止講演会の開催

11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」であり、内閣府においては、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、全国的に取り組むを進めています。本市においては毎年、テーマを決めて、「DV(ドメスティック・バイオレンス)防止講演会」を開催しています。

平成28年度は、テーマを「男性から見たDV」とし、講師にNPO法人SEAN理事の中村彰さんを招き、男性の視点からDV問題をとらえ、その背景を検証し、パートナーとのよい関係を築くヒントを得ることを目的としました。37名の方に参加いただき、内容は次のとおりです。

はじめに、1991年にカナダで始まった男性が主体となって女性に対する暴力撲滅に取り組むホワイトリボンキャンペーンの紹介と、日本における展開について説明がありました。「DVは女性の問題ではなく、むしろ男性の問題としてとらえ、暴力を振るわずに目的を達することが必要で、男性が男性に対して非暴力のメッセージを発することが重要である」との内容と、DV加害者更生プログラムを受講した男性の事例を取り上げ、「夫が変わろうと努力していたとしても、信頼関係を壊してしまった夫を、被害を受けた妻がすぐに許してくれるはずがない」ことを、肝に銘じておくことが肝要とお話を伺いました。

続いて、女子大学生からのレポートから、彼氏からの様々な要求がデートDVの範疇に入ることをDV学習で認識したという事例が紹介されました。また、会場の参加者により夫婦の会話事例をロールプレイング※(1)していただいたことから、ジェンダーの視点に気付くとともに、パートナーとのよい関係を築くことが重要と改めて感じました。

※(1)特定の参加者が一定の想定された場面で、割り当てられた役割を演じることで、そこで発生する問題や課題に対応する方法を参加者全員に考えさせる研修方法。

(2) デートDV予防教育／男女平等教育出前講座(研修)の開催

ジェンダーの視点を学び、子どもたちに「ありのままの自分」「ありのままの他者」を受容・表現すること、また、将来の可能性を広げ、多様な生き方を尊重できる力を育むことを目的として、平成23年度から、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の園児、生徒、保護者、職員を対象に、デートDV予防教育／男女平等教育出前講座を開催しています。若年層へのDV予防・人権教育は、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」でも施策の方向の一つとして位置づけられています。

平成28年度は、平成28年4月22日から平成29年3月16日まで、市内の保育園7園、保育所1園、幼稚園7園、小学校11校、中学校6校、高校2校、大学1校、その他・教職員・保護者・学童保育所を合わせて、41カ所で71講座4,925人に受講していただくことができました。

講師として、保育園・幼稚園・小学校には、四日市人権擁護委員協議会(会長:上野尚子さん)の皆さん、はもりあ四日市登録団体“はあく”(はもりあ四日市主催のデートDV予防(男女平等)教育指導者養成講座の受講修了生によるグループ)の皆さん。中学校・高校・大学は、志治優美さん(エンパワメントみえ)、水谷典子さん(NPO法人女性と子どものヘルプライン・MIE)、佐藤ゆかりさん(アウェア認定・デートDV防止プログラム・ファシリテーター)、吉本まゆみさん(アウェア認定・デートDV防止プログラム・ファシリテーター)、はあくの皆さんにさせていただきました。また、教職員を対象にした研修には、DV防止講演会講師の中村彰さん(NPO法人SEAN理事)をお迎えするなど、受講先等の希望に合わせ、多彩な講師に出前講座をしていただきました。

(3)街頭啓発の実施

DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会の構築を目指す事業の一環として、毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間内に、街頭啓発を実施しています。今年度は、11月22日(火)10時からイオンモール四日市北で、DV相談啓発用ポケットティッシュを、四日市人権擁護委員協議会にご協力いただいて配付しました。

(4)パープルリボン運動の実施

内閣府は「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ啓発「パープルリボンプロジェクト」を行っており、これに呼応して、はもりあ四日市でも平成26年度からパープルリボンを使った展示を行っています。

また、今年度は、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載する「各地方公共団体等のマスコットキャラクターにパープルリボンを着用している写真」にも応募しました。パープルリボンをつけた「こにゅうどうくん」の写真は、全国から応募された133件のキャラクターと共に、ホームページに掲載されています。



パープルリボンを使った展示
はもりあ四日市ミーティングフロア



内閣府男女共同参画局ホームページ
に掲載されているパープルリボンを付
けた「こにゅうどうくん」

● DV被害者への支援

警察をはじめ他の相談機関等との連携をとりながら相談者の支援にあたるため、多くの機関が関わるケース検討会議や面接場面でのコーディネーターとしての役割を果たしました。

(1) 住民基本台帳事務における支援措置について

DVやストーカーの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、本市においては平成21年度から、当センターが交付する意見書で住民基本台帳事務における支援措置※(1)の手続きをすることができるようになりました。また、必要に応じて、手続きの同行支援も行っています。平成28年度に行った支援は、25件です。

なお、支援措置は、1年毎に更新の手続きが必要となります。

※(1)DV等被害者を保護するため、被害者の申出により、住民票の閲覧や住民票等の交付を制限する措置。

(2) 相談証明の交付について

相談室で相談を受けている女性たちの自立支援の一環として、必要に応じて医療、住宅、就労、裁判所等の手続きのために、当センターに相談があったことの証明書を交付しています。平成28年度は、1件の支援をしました。

(3) 四日市市緊急避難支援事業について

配偶者等身近な男性から身体的、精神的な暴力等による被害、またはストーカー行為等を受け、これが繰り返されるおそれのある女性等の福祉の向上と自立支援を図ることを目的に、避難に要する費用及び自立に向けての活動に要する費用を支給しています。DV防止法等により本市が保護の義務を負う被害女性や、ストーカー行為を受けている女性等で、近親者等から金銭等の援助を受けることができず、現に経済的に困窮していて、避難のための緊急な支援が必要な人が利用できるようになっていきます。平成28年度は、1件の支援をしました。

(4) ワンストップサービスについて

相談者が、庁内の各課で何度も同じ相談をしなくてもすむように、また相談者の心理的負担の軽減を図るためにも、婦人相談員が、庁内、庁外に限らず同行支援及び事前連絡をして、手続きがスムーズに進むように努めています。

● 女性のための自立支援(自己尊重講座の開催)

女性の自立を支援することを目的に、ありのままの自分を受け入れ、自分の思いを言葉にするための講座として、自己尊重講座を平成24年度から開催しています。

平成28年度は、9月17日(土)・9月24日(土)・10月1日(土)の3回連続講座に延べ78人が受講され、「自分の気持ちを言葉で表現できるようになれそうです」「時間があっという間に過ぎて、もっと時間を増やして欲しい」「自分が他者へ抱いている感情を表すことができました」などの感想を、受講者からいただきました。

● 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催

児童福祉法とDV防止法に基づき、要保護児童と配偶者からの暴力を受けた者及

びその養育する子の早期発見や適切な保護、支援等を図ることを目的として、ネットワーク会議を開催しています。この会議は、関係機関等から推薦を受けた委員及び推進委員をもって構成し、要保護児童等の情報交換や要保護児童等に対する支援、子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止を推進するための啓発活動に関する事項等を協議しています。このネットワーク会議での各関係機関による報告からも、子どもへの虐待とDVは、密接な関係があると認識されています。

DV防止講演会は、このネットワーク会議との共催で行いました。

● 女性のための臨床心理士相談

相談室に訪れる女性たちの多くが、心に大きな傷を負っています。その原因としては、親、兄弟姉妹、子ども等とのあつれきや、親や配偶者等からの暴力があります。そして、そのような環境の中で自己を見失い、心の整理ができていないことがほとんどです。

婦人相談員が面接し、臨床心理士相談の必要性を認めたケースを、毎月1回実施される臨床心理士相談につなげています。平成28年度は7人の相談者が、合計48回の相談を受けました。

女性の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 臨床心理士とのアドバイザー契約

前年度に続き、臨床心理士とのアドバイザー契約を結び、婦人相談員が相談者一人一人の支援についてのアドバイスを受けました。

母娘の鎖から解放されずに悩む相談者、永年に及ぶDV環境の中での生活を通し「自分の気持ち」が分からなくなっている相談者、自分の今の生きづらさがどこからきているのかを悩む相談者等の相談を受ける婦人相談員が、臨床心理士から専門的なアドバイスを受けることで、相談者に寄り添い、問題解決につなげることができました。

● 女性のための法律相談

毎月1回「女性の弁護士による法律相談」を実施しています。女性が抱えるさまざまな問題に、女性の弁護士から専門的なアドバイスをもらっています。平成28年度は、42件の相談を受けました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 弁護士とのアドバイザー契約

前年度に続き、弁護士とのアドバイザー契約を結ぶことで、離婚やドメスティック・バイオレンス等で悩む女性たちの相談に、弁護士からの助言を得ながら対応することができました。

● 男性のための電話相談

男性のDVを含む夫婦や恋人との関係、子育てや家族関係、職場や地域社会での人間関係などで悩んでいる男性のために、一般の行政相談では対応が困難な、その人の生き方に関わる相談に応じ、ジェンダーの視点についても示唆しながら、男性の臨床心理士による男性のための相談を受けました。

平成28年度は、毎月第4土曜日、2月・3月は第4金曜日の13時から15時に実施しました。相談件数は11件で、本人自身・子ども・配偶者・親との関係等の相談を受けました。

● 女性のための夜間電話相談

夜間電話相談は、毎週水曜日の18時30分から20時30分に行いました。

相談件数は46件ですが、「夜間だから、相談できた」という声もあり、面接相談につながったケースもありました。周知の方法やニーズ等をふまえ、今後のあり方については検討していくことが必要と考えます。

● 婦人相談員の資質向上について

多岐にわたる相談に対応するためには、婦人相談員の力量が重要になるため、資質向上の研修にも取り組んでいます。

(1) スーパービジョン

婦人相談員の資質向上を目的に、スーパーバイザーの指導のもと、相談者の立場に立ったフェミニストカウンセリングを目指して、逐語録の検討やロールプレイングなどの研修を行いました。この研修を通して、婦人相談員が独りよがりになることなく、相談者に寄り添った相談の展開ができるようにしています。

相談者にとってよりよい相談になるために、スーパービジョンは不可欠です。

(2) ケース検討会

相談者への支援については、担当した婦人相談員個々の対応ではなく、相談室全体で共通認識を持てるように、随時、ケース検討会を行っています。対応困難なケースについては、スーパーバイザーの指導も受け、課題や方向性を見直しながら、相談室全体の資質向上にもつなげています。

IV. より充実した相談をめざして

● 相談事業の充実

相談者がいつでも相談できる環境を整えるため、9時から16時までの途切れのない電話相談と、毎週水曜日に夜間電話相談を行いました。より多くの女性たちの相談の場にするため、相談窓口案内カードを各所に配置し周知を図ってきました。

平成25年度から継続的に実施している「男性のための電話相談」には、世代を問わず、多様な相談があります。「男だから」とジェンダーに縛られて、誰にも相談できないまま苦しんでいる男性に、男女共同参画の視点を持った対応で、自分の気持ちを声に出す場を提供することも、男女共同参画施策において重要なことだと考えています。

平成26年度より、弁護士及び臨床心理士とのアドバイザー契約を結び、婦人相談員がいつでも相談できる体制を整備しました。その結果、相談者一人一人の支援について、随時アドバイスを受けることができます。

● 外国人相談者の対応について

四日市市には多くの外国人が生活をしています。夫等からの暴力を受けている人のうち、相談室にたどり着く人は年々増えているように思われますが、「言葉」の問題があります。婦人相談員との日常会話すらできない人、日常会話はできても、DV防止法や支援に係わる制度的な会話は成り立たないことも多くみられます。その結果、問題解決に莫大な時間と労力を要するだけでなく、誤解が生じたりすることもあります。

現在、四日市市で相談を受ける場合、スペイン語・ポルトガル語については、多文化共生推進室に通訳派遣を依頼して対応しています。平成28年度は、23回依頼しました。

タガログ語・中国語・英語等の通訳、はもりあ相談室以外の場所での婦人相談員同行による支援の際は、三重県が行っている「三重県DV被害者司法手続き等同行支援」（県からの委託先：NPO法人 女性と子どものヘルプライン・MIE）を活用しています。平成28年度は、公益財団法人三重県国際交流財団（MIEF）に『通訳・翻訳パートナー制度』を利用しての通訳派遣を2件、NPO法人伊賀の伝丸に翻訳を1件、依頼しました。

また、在留資格やビザの更新などは、専門的な知識と、入国管理局や領事館などとの対応が必要になりますので、四日市国際交流センターでの行政手続き無料相談会への相談につなげています。

今後も、四日市市に生活をしている外国人相談者が、あらゆる場面で安心して相談できる体制づくりを進めていく必要があります。

● 多様な連携

相談者の気持ちにそって話を聴き、支援をしていくためには、関係機関との多様な連携

が必要になります。相談者の意思を尊重しながら、いかに連携をスムーズにコーディネートしていくかが、相談室の大きな課題と言えます。今後も、必要に応じ関係機関とのケース検討会などを設け、相談者の支援にあたっていきます。

<平成28年度に連携をもった機関>

庁内 こども未来部:家庭児童相談室、こども保健福祉課、保育幼稚園課

健康福祉部:保護課、障害福祉課、介護・高齢福祉課、保険年金課、保健予防課

市民文化部:市民課、多文化共生推進室

都市整備部:市営住宅課

財政経営部:市民税課、管財課

総務部:人権・同和政策課、人権センター

教育委員会:指導課、学校教育課、人権・同和教育課

庁外 市の関係機関:公益財団法人四日市市文化まちづくり財団四日市国際交流センター、四日市市社会福祉協議会、四日市市地域包括支援センター、保育園、小学校、中学校

県の関係機関:三重県女性相談所、三重県警察本部、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、みえ性暴力被害者支援センター、三重県北勢福祉事務所、三重県北勢児童相談所、公益財団法人三重県国際交流財団、三重県男女共同参画センター

国の関係機関:津地方裁判所四日市支部、津家庭裁判所四日市支部、四日市年金事務所、独立行政法人日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所、入国管理局

民間:母子生活支援施設、婦人保護施設、障がい者支援センター、児童養護施設、NPO法人四日市男女共同参画研究所、NPO法人女性と子どものヘルプライン・MIE、弁護士、行政書士、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、引越し業者、医療機関、金融機関

その他:他市町行政職員、領事館



○お問い合わせ・ご意見をお寄せください。

発行 2017. 7. 1 四日市市男女共同参画センター 三重県四日市市本町9-8 本町プラザ3階
TEL:059(354)8331 FAX:059(354)8339 Email:kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp